

(建作様式第2号の4)

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成））
（石川県）計画（変更）届〔作業員宿舎〕

労働局長 殿

（公共職業安定所長経由）

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成））（石川県）〔作業員宿舎〕の計画（変更）の届出を行います。

(届出年月日) 年 月 日

① 申 請 者	(フリカナ) 中小建設事業主等の名称 (フリカナ) 代表者の役職名及び氏名 所在地 (電話番号) (メールアドレス) (フリカナ) 代理人又は提出代行者 ・事務代理者の名称 (フリカナ) 代表者氏名 [該当するものに○] 所在地 (電話番号) (メールアドレス)		〒 代理人 ・ 社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者) 〒		② 事業内容				
	イ 雇用保険適用 事業所番号				[]-[]-[]				
	ロ 業 種								
	ハ 常用労働者				人 () 人				
	ニ 資本金・ 出資総額						万円		
	ホ 雇用保険料率				1,000分の				
	ヘ 建設業許可番号						大臣 知事		
	ト 雇用管理責任者の 氏名及び員数				氏名		他 人		
	申請書作成 担当者				イ 職名	ロ 氏名			
					ハ 電話				
		ニ E-mail							
③ 本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無					有(名称:)・無				

④ 対 象 と な る 作 業 員 宿 舎	イ 宿舎の所在地						
	ロ 工事現場名 (複数ある場合は、 全て記載してください。)						
	ハ 居室の総数		室	ニ 寄宿予定人員		人	
			※労働局処理欄 収容能力人員		人		
	ホ 対象延面積		m ²	ヘ 対象外延面積		m ²	
	ト 建設業附属寄宿舎 規程の適用		有 ・ 無		チ 建築基準法上の措置 (確認申請の必要有無)		有 ・ 無
	リ 貸借の相手方		ヌ 貸借期間 (契約上)		(年 月 日 ~ 年 月 日)		
	ル 居住費徴収予定		有 (内容:) (金額: 円)		無		
	ヲ 寄宿を予定している建設労働者の全員が寄宿を開始する予定日		年 月 日				

(注) この届出書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局 処理欄	認定 番号	
	認定印	

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成））
（石川県）計画（変更）届〔作業員宿舎〕について

1. 提出上の注意

- (1) この計画届は、中小建設事業主が石川県に所在する工事現場（令和6年1月1日以降に開始したものに限る）で作業員宿舎の賃借を行う場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。
- (2) この届出書を提出する場合は、以下の資料を添付してください。
- ・建設事業を行っている事業主であることがわかる書類
 - ・「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（写し）又は「労働保険料等納入通知書」（写し）
 - ・作業員宿舎の賃貸借契約書（写し）
 - ・寄宿予定者名簿
 - ・作業員宿舎を利用する工事の請負契約書（写し）
複数の工事に利用される場合は全ての工事について提出してください。
 - ・作業員宿舎が一定期間以上利用される旨の疎明書
利用予定の工事名、工事期間を記載してください。
 - ・賃借する宿舎の案内図、配置図、各階の平面図及び各居室の寄宿員数表
（案内図等の縮尺は下記の表によること。）
 - ・建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（同法の適用を受けるもののみ。）
 - ・建設業附属寄宿舎規程に関する労働基準監督署への届出（写し）（規程の適用を受けるもののみ。）
 - ・その他管轄労働局長が必要と認める書類

書類名	明示すべき事項
案内図 (縮尺1/200～1/600)	方位、通路及び目標となる地物
配置図 (縮尺1/200～1/600)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
平面図 (縮尺1/200～1/600)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造
断面図 (縮尺1/200～1/600)	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ

(注) 1 各図面の大きさは、日本産業規格B列3番とする。
2 用紙の規格から、上記書類名欄に定める縮尺により難しいときは、適宜の縮尺により作成して差し支えない。
3 1級、2級建築士又は木造建築士が設計した図面に限る。

- (3) 居住者から徴収可能な居住費については光熱水料その他これに類する経費に限ります。
- (4) この届出書は、事業を実施しようとする日の2週間前までに、管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
なお、同一場所に設置された同一の作業員宿舎への支給は一度のみとなります。

2. 記入上の注意

- (1) ① 「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入した上、届出者の氏名等の記載をして、委任状（任意様式）（原本）を添付して下さい。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する事務代理者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入してください。
- (2) ② ロ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
- (3) ② ハ「常用労働者」欄は当該企業の常用労働者数を、（）内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。
なお、常用労働者とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。
- (4) ② ニ「資本金・出資総額」欄は、届出時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
- (5) ⑤ ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第5条第1項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
- (6) ③ 「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (7) ④ ロ「工事現場」欄は、複数の工事現場で使用される予定であれば、全て記載してください。
- (8) ④ ヘ「対象外延面積」欄は、1棟の建築物のうち作業員宿舎以外の資材倉庫、事務所等が含まれている場合に、延べ床面積を記載してください。
- (9) ④ ヲ「寄宿を予定している建設労働者の全員が寄宿を開始する予定日」欄は、建設労働者ごとに入居日が異なる場合、最後の日付を記入してください。

3. 届出を行った計画の変更

届出を行った計画の変更を行うときは、この様式により原則として、事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

4. その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。